# 手話電話の使い方



守口市役所 障がい福祉課 (令和5年1月)

## 事前登録について①

- ▶「利用規約」をよくお読みいただいた上で、 障がい福祉課に「利用申請書兼同意書」を 提出し、利用申請をしてください。
- 申請書の様式は障がい福祉課の窓口にお越 しいただくか、メールやFAXでお問い合 わせいただければ郵送いたします。
- 市ホームページでもダウンロードできます。

## 事前登録について②



障がい福祉課が決定通知書をお渡しします。 決定通知書に記載している二次元コードを、 お使いのスマートフォン・タブレット等で 読み取ってください。

※二次元コードは一人ひとりに お渡しするので、他の人と 共有しないでください。



## 事前登録について③



守口市障がい福祉課(手話専用)の アカウントを、LINEで友だちに 追加してください。

## 事前登録について4



トーク画面を開き、 守口市障がい福祉課からメッセージが 届いていたら、登録完了です。



## 手話電話でできること・できないこと

Oできること	×できないこと
手帳・手当・重度障がい者医療・障がい福祉サービスに関する質問・相談	市役所以外の業務に関する質問・相談 (年金事務所など)
市役所の業務に関する質問・相談 (住民票・税金・国民健康保険・ 後期高齢者医療保険・介護保険など)	メッセージだけ、写真だけ送信すること ⇒今までどおり、メールや F A X を 使ってください
市役所以外の窓口の電話予約 (年金事務所などの予約)	他の人とお話しするときの通訳として 手話電話を使うこと
ライフライン(電気・ガス・水道)の トラブルに関する業者の派遣依頼	
手話通訳の派遣依頼	

## 手話電話をするとき① (登録後はここからスタート)



守口市障がい福祉課に、 「手話電話をしたい」と メッセージを送ってください。

※別の人の対応中の場合 すぐにお返事できないこと があります。 返事がくるまでお待ちください。

## 手話電話をするとき②



守口市障がい福祉課から 「通話リクエスト」が届いたら 「電話をかける」を選択してください。

※「通話リクエスト」は届いてから 30分間だけ利用できます。 もし時間が過ぎた場合は、もう一度 メッセージを送ってください。

## 手話電話をするとき③



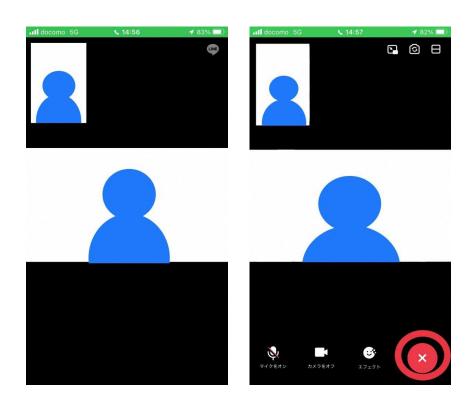


「通話を開始」したら、 「マイクをオフ」にして 「ビデオ通話を開始」に してください。



←左のように、マイクに赤い 斜線が入っていれば、オフに なっています。

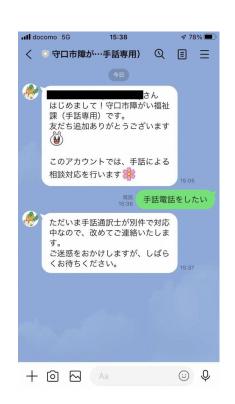
#### 手話電話をするとき4



市職員が画面に 映ったら、お話ししてください。

画面をタップし、右下の 赤い「×」を押すと 電話を終了します。

#### 手話通訳士が不在・対応中のとき



手話通訳士がいないときは、 別の職員からメッセージを 送ります。

手話電話の対応はできませんので 改めて障がい福祉課から連絡するまで お待ちください。

#### ご注意いただきたいこと

- ▶ 利用できる時間は、平日の9時~17時半までです。
- ▶ 手話電話は事前登録制です。他の人に手話電話の利用を 勧めるときは、直接 障がい福祉課まで連絡するように伝 えてください。
- ▶ 利用料は無料ですが、スマートフォン・タブレット等の 通信料は自己負担です。
- ▶他の人が利用しているときは、利用できません。
- ▶長時間や、一日に何度も電話するのはご遠慮ください。